

戸塚区連合町内会自治会連絡会9月定例会
議 題 説 明 書

神奈川県共同募金会戸塚区支会

議題名： 共同募金運動に伴う「戸別募金」についてのお知らせと ご協力のお願い
【内容】 令和4年度共同募金運動の戸別募金について、自治会・町内会へのご協力の依頼です。 【開催期間】 令和4年10月1日～令和4年12月28日 【事務局】 神奈川県共同募金会戸塚区支会 戸塚区社会福祉協議会内(担当:住原・山口)
【例年あげている議題か？】 例年9月の区連会にてご依頼しております。
【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】 【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。) ○共同募金戸別募金へのご協力をお願いします。 ・共同募金用資材は9月20日以降ご指定の配送先へお送りいたします。 ・募金が集まり次第、郵便払込、または窓口にて納入をお願いします。 納入期間 令和4年10月1日～令和4年12月28日
【その他、注意することなど】 ・資材の数量が不足する場合は事務局へご連絡ください。 ・募金を郵便払込で納入する際は、募金運動用資材に同封の注意事項にご留意ください。

問合せ先
担当部署 神奈川県共同募金会戸塚区支会
担当者名 住原、山口
TEL 045-866-8434 FAX 045-862-5890

令和 4 年 9 月 16 日

【自治会・町内会名】 様

神奈川県共同募金会戸塚区支会
支会長 齋藤 純一

共同募金運動に伴う「戸別募金」について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

例年、自治会町内会長の皆様には共同募金運動に多大なご尽力をいただき、誠にありがとうございます。毎年、多額のご寄付をいただくことができ、区内および県内の社会福祉事業や、さまざまな地域活動を応援するための資金に役立てられています。

本年も例年同様、募金運動を実施いたしますので、皆様に戸別募金運動のご協力をお願い申し上げます。

今年度につきましても新型コロナウイルス感染症のリスクも考慮し、できる範囲でのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 募金納入期間 令和 4 年 10 月 1 日～令和 4 年 12 月 28 日

2 募金納入方法

（1）郵便払込

同封の払込取扱票（ゆうちょ銀行）をお使いください。なお、資材回答票で払込取扱票（ゆうちょ銀行）を希望されなかった場合は、用紙を同封しておりませんのでご了承ください。

お振込み時に返却される「振替払込請求書兼受領証」が領収書となります。

別途領収書を希望される場合は、事務局までご連絡ください。

納入期限が過ぎた後もお振込みいただけます。

※払込用紙（青紙）を窓口にて使用した場合のみ手数料免除となります。ATM やネットバンキングを利用した場合には通常通りの手数料がかかります。ご注意ください。

※別紙記入例参照

（2）窓口受付

事務局までご持参ください。現金を集計後、領収書を発行します。

なお、窓口が混み合う場合がございますので、郵便局からの払込をご利用いただけると幸いです。**【窓口受付時間】月曜日～金曜日 9：00～17：00**

3 令和 4 年度目安額

※戸塚区では 1 世帯あたり 350 円を目安として、自治会町内会の目安額を設定しています。

●●●● 円

【事務担当】

住原・山口（戸塚区社会福祉協議会内）

TEL 045-866-8434 / FAX 045-862-5890

令和4年9月16日

【自治会・町内会名】 様

令和4年度 共同募金 資材内訳書

資材名	数量
協力者向け冊子“あかいはね”	【希望数もしくは基本数】
共同募金リーフレット	【希望数もしくは基本数】
ポスター（A4版） 横浜 DeNA ベイスターズ&横浜 F・マリノス	【希望数もしくは基本数】
ポスター（B3版） 全国版	【希望数もしくは基本数】
払込取扱票（ゆうちょ銀行用）	【希望数もしくは基本数】
共同募金領収書	【希望数もしくは基本数】
封筒募金袋	【希望数もしくは基本数】
赤い羽根（シール式）	【希望数】

○上記資材以外に、令和3年度事業報告ならびに収支決算書・令和4年度事業計画ならびに収支予算書を1部、令和4年度共同募金実施要領を1部、自治会・町内会の役員の皆さまへ（班数分）を同封しております。

○資材の数量は、令和4年8月31日までにご回答いただきました「令和4年度共同募金運動用資材回答票」に基づき発送しております。回答票をご提出いただいていない自治会町内会については、基本数で発送させていただきます。

○資材の数量が不足する場合は、担当までご連絡をお願いいたします。別途送付させていただきます。なお、ご不明な点がございましたら、下記事務局までお問い合わせください。

神奈川県共同募金会戸塚区支会
（戸塚区社会福祉協議会内）担当 住原・山口
TEL：045-866-8434 / FAX：045-862-5890

会計ご担当の皆さまへ

重要! 払込み前に必ずお読みください

郵便払込のご利用についての注意事項

- ①お振込み時に返却される「振替払込請求書兼受領証」が領収書となります。別途領収書を希望される場合はお手数ですが事務局までご連絡ください。
- ②平成19年度より本人確認法施行令の改正に伴い、金融機関で10万円を超える送金を行う場合には、振込手続きを行う方の本人確認書類の提示が求められます。10万円を超える寄付金を送金する場合は本人確認書類をご用意ください。
- ③振込用紙（青紙）を窓口にて、振込みの場合のみ手数料が免除となります。ATMやネットバンキングでは通常の手数料がかかりますのでご注意ください。

【本人確認書類の例示】

1 個人名でのお振込に際して

お名前・ご住所・生年月日の記載がある「運転免許証」「健康保険証」「パスポート」などのご本人であることを確認できるもの

2 団体名でのお振込に際して（町内会名も同じ）

- ・手続きを行う方の本人確認書類
- ・手続きを行う方とその団体の関係性の確認できる書類（名簿等）、及び団体の設立趣旨等を確認できる書類（会則等）

《記入例》

①通信欄

自治会町内会名をお書きください

②ご依頼人

振込手続き者（例：会計担当者）の住所・名前・電話番号をお書きください

払込取扱票											
00		口座記号				口座番号				金額	
00		02704				110723				千 百 十 万 千 百 十 円	
加入者名	社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市戸塚					料金	備考				
通信欄	① ○○○町内会										
おところ	② 244-0003 戸塚区戸塚町 167-25										
おなまえ	社協 はな子 045-866-8434 (ご連絡先電話番号)										
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。 これより下部には何も記入しないでください。											

振替払込請求書兼受領証											
口座記号番号		002704				110723				金額	
加入者名		社会福祉法人神奈川県共同募金会横浜市戸塚									
金額		千 百 十 万 千 百 十 円									
ご依頼人		② 社協 はな子 様									
(消費税込み)		日 附 印									
料金		円									
備考											
この受領証は、大切に保管してください。											



令和4年度 共同募金実施要領

～ つながりをたやさない社会づくり ～

社会福祉法人神奈川県共同募金会

昭和22年、「国民たすけあい運動」として始まった共同募金は、戦後の社会的・経済的混乱の中、戦災で住居が焼失した人たちや、両親を失った子どもたちへの支援に力点が置かれました。

募金の使いみちも、時代の変化とともに、その時々社会情勢の中で必要とされるさまざまな福祉活動へ配分に重点を置き、近年は国内で多発する大規模災害時の被災者支援活動も主要な配分事業のひとつとして、県内の地域福祉を推進してまいりました。

現在、新型コロナウイルスによるパンデミックの状況下で、人と人との接する機会が制限され、経済的に困窮される方々や社会的に孤立される方々、生活や教育環境の変化を余儀なくされる子どもたちを中心に、地域の中で支援を必要とされる方々が急増しています。

神奈川県共同募金会では、企業や社会福祉協議会、NPO等と連携してコロナ禍で緊急的に支援を求めている方々への支援事業等を、令和2年3月から継続的に展開しています。

ことしの共同募金運動は、「つながりをたやさない社会づくり～あなたは一人じゃない～」を全国共通テーマに掲げて、昨年度に引き続き、“神奈川県内の地域福祉の推進”とともに“コロナ禍での緊急支援事業”、国内大規模災害時の“被災者支援事業”にも積極的に取り組んでまいります。

I 共同募金の役割

1. 総合的な募金運動

共同募金とは、地域福祉事業を推進する施設・団体が、それぞれ募金活動を行うことによって生じる混乱を避けるため、共同募金会が総合的に行う寄付金募集です。

2. たすけあいの心の普及

共同募金は、住民一人ひとりの“たすけあいの心”を育み、地域で行うさまざまな福祉活動を通じて、福祉文化の創造につながることを願って展開します。

3. 民間運動体としての事業展開

民間運動体としての役割を明確にして、事業の公平性・公益性を保つために法令を遵守するとともに、民間資金としての特質である「先駆性」「柔軟性と即応性」「多様性」を十分に発揮して事業を展開します。

4. 全国協調と地域性

共同募金運動は、全国一斉に協調して行われますが、実施の区域は都道府県とし、地域福祉を構成する県民との協働により実施します。

5. ボランティア活動

共同募金は、ボランティアの組織的な活動による協力を得て推進します。

6. 公 表

寄付者の信託に基づいて寄付金の公正な管理・配分を、県民の理解と支持を得るために募金及び配分の計画を公表し、共同募金の透明性を確保します。

II 実施主体

共同募金は、社会福祉法人神奈川県共同募金会と県内58支会(19市25区14町村)で実施します。

III 募金期間

共同募金運動は、社会福祉法第112条の規定に基づき、厚生労働大臣が定める期間である令和4年10月1日(土)から3月31日(金)までの6カ月間を募金期間とします。

例年、市区町村を単位として実施する募金期間は12月末までとして、1月から3月までの3カ月間は県募金会が中心となって企業との協働事業を推進してまいりました。

しかしながら、コロナ禍の収束時期の見通しがつかない現状を踏まえて、令和4年度の市区町村を単位で実施する募金運動につきましても、令和3年度と同様に、10月1日から翌年3月31日までの6カ月間を募金期間として実施いたします。

なお、寄付金は、年間を通じて受け入れを行います。

Ⅳ 令和4年度共同募金計画

共同募金は、社会福祉法第119条の規定により、民間社会福祉施設・団体が地域福祉を推進するために必要とする資金量をあらかじめ把握して、募金目標額と配分計画を定めて組織的に行う「計画募金」です。

令和4年度は、配分計画及び目標額を次のとおり定めて、募金・配分事業を展開します。

◆ 令和4年度募金目標額(配分計画額) 12 億円

◆ 赤い羽根募金(一般募金)	8億2,220万円
1. 市区町村社会福祉協議会が行う地域福祉活動	3億769万円
2. 民間社会福祉施設が行う福祉活動	2億2,350万円
3. 広域的な福祉活動を行う民間団体の事業	6,260万円
4. 小地域で活動する在宅福祉サービス団体の事業	3,500万円
5. 全国共通配分テーマ等に則した重点配分事業	500万円
6. 国内大規模災害時に緊急に対応する資金	3,600万円
7. コロナ禍における緊急支援事業および災害対応事業	1,000万円
8. 全国的な共同募金の展開にあたる中央共同募金会の事業	335.1万円
9. 県共同募金会が行う事業	8,060.9万円
10. 市区町村支会が行う事業	5,845万円

◆ 年末たすけあい募金	3億7,780万円
-------------------	-----------

市区町村社会福祉協議会が当該地域を単位として、援助を必要とする人たちの生活や地域福祉を支えるボランティア団体などの活動を支援するための資金。

Ⅴ 募金活動の展開

募金活動は、前記「Ⅲ 募金期間」に定める期間内に募金ボランティア活動を通じて、ご協力が得られるように次の方法により展開します。

また、「赤い羽根募金」と「年末たすけあい募金」を同時に募集する場合は、各募金の趣旨を明確にして寄付者の誤解を招かないように実施します。

募金活動はガイドラインに則り、新型コロナウイルスへの感染拡大防止に配慮して実施します。

令和4年度共同募金運動は、寄付者である県民の皆さまはもとより、募金ボランティアの方々や共同募金関係者等のウイルス感染を防止するため、安心と信頼を担保しながら実施します。

令和2年度から続くパンデミック下の共同募金運動は、中央共同募金会が策定した「募金活動実施にあたっての衛生配慮に係るガイドライン」(以下「ガイドライン」)に則り、これまで実施してきました。

ガイドラインでは、健康管理の徹底、手洗い・手指の消毒、マスクの着用、対人距離の確保、衛生管理といった基本的事項に沿って、戸別募金・街頭募金・法人募金などの募金方法別に想定される活動状況の事例を掲載しています。

本年度、募金活動にご参加いただける募金ボランティアの方々や共同募金関係者におかれましては、引き続きガイドラインに則った募金活動を実施していただきますように、ご配慮をお願い申し上げます。

1. 戸別募金

自治会・町内会や民生委員などの協力を得て、共同募金の趣旨・目標額・配分計画などを説明し、住民の自発的な協力によって寄付金が拠出されるように各家庭にお願いする募金です。なお、寄付者の判断の目安として、おおよその寄付金額を示すことは差し支えありませんが、強制感を伴わないよう十分な配慮をお願いします。

- (1) 戸別訪問により募金活動を行う場合は、適宜、手指の消毒を行い、可能であれば屋内には入らず、玄関先等でコミュニケーションをとるようにお願いします。屋内に入る場合は必要最低限の時間で退出されるようにご配慮ください。
- (2) 寄付金の収受は封筒で行うなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (3) 寄付金を収受した時に発行する所定の領収書は、後刻ポストに投函するなど、手渡しはできるだけ控えてください。
- (4) 高額寄付者については、所得税・住民税の「寄付金控除」となる“税制上の特典”があることを周知します。
- (5) 自治会・町内会費などから一括して寄付をいただく場合は、事前に共同募金の趣旨を周知して、寄付者の理解を得られるように努めます。
また、広報紙を各家庭に配布して、広報・啓発活動を推進します。
- (6) 自治会・町内会などに未加入の新興マンション住民に対して、管理組合等の協力を得ながら、募金活動や具体的な使途の周知を図り、事業を展開していきます。

2. 街頭募金

ボランティアの協力を得て、鉄道各社の駅構内及び駅周辺やスーパー・商店街などの敷地内で、通行する皆さまにお願いする募金です。

- (1) 1カ所に寄付者やボランティアの皆さまが密集しないように対人距離を保つことのできる場所を選定し、常にフィジカルディスタンス(物理的距離)に配慮しながら活動されるようお願いいたします。
- (2) 対面状態で大きな声を発することは控えてください。そのために拡声器等や再生装置を用いた呼びかけ手段を準備するなどご配慮ください。
- (3) 掲示物(ラミネート、パネル等)やチラシボックスを設置するなど、趣旨を示しつつ協力を呼び掛けるなどの配慮をお願いします。
- (4) 寄付金の収受は募金箱により行い、手渡しはできるだけ控えてください。
- (5) 赤い羽根の配布にあたっては、袋に小分けする、シートの本数を間引くなど、一枚の羽根に複数の寄付者の手が触れることがないようにご配慮ください。
- (6) 募金箱を開閉する場合は、当該支会の責任者立ち合いのもとに実施します。

3. 法人募金

県内の企業・法人などに対して、郵便や訪問によってお願いする募金です。

- (1) 法人募金は、個々の企業などに協力を呼びかけるとともに、経済関係の団体と連携を保ちながら行うように努めます。
- (2) 本支店など法人の組織に関わらず、その事業所の所在する地域の福祉向上に参加されるように理解を求めます。
- (3) 拠出される寄付金が、法人税法上の全額損金扱いとなる“税制上の特典”を周知し、募金の開拓に努めます。
- (4) 募金に際しては、事前に募集計画を立てて依頼先を決定し、ダイレクトメール方式を活用するなどの方法により、寄付先の拡大に努めます。
- (5) 企業や量販店に対しては、社会福祉施設から受配申請のあったテレビ・冷蔵庫などの家電商品等を寄付してもらえるように積極的な働きかけを実施します。

4. 学校募金

小・中学校、高等学校、大学、専門学校などに在籍する児童・生徒・学生や教職員にお願いする募金です。

- (1) 学校募金は、児童・生徒の福祉教育の一環として、教育委員会・校長会・PTA・職員組合などの理解を得られるように努めます。
- (2) 募金は、児童・生徒の自主性に配慮した呼びかけによって行いますが、学校・子ども会などに働きかけて、リーフレットやキャラクター仕様の募金箱等を活用することで関心を高めます。

5. 職域募金

県内の企業・法人、官公庁などの社員・職員に対してお願いする募金です。

- (1) 職域募金は、企業等で働く方がたを対象としますが、その幹部や労働組合などの理解を得ながら実施します。
- (2) 募金方法は、キャラクターバッジ・クオカード等を活用し、ポスター掲示により広く周知を促すなど、職場の環境に合わせて積極的な活動を促進します。

6. イベント募金

県内に拠点を置くプロ・スポーツチームとの協働事業をはじめ、各地域で催される行事の際に呼びかける募金です。

- (1) 基本は「2. 街頭募金」と共通しますが、各スポーツチームや地元自治体が生している注意事項等を踏まえたうえで、参加人数、会場レイアウトや座席配置等にご配慮ください。
- (2) 会場が屋内である場合は、定期的な換気のご配慮をお願いいたします。

7. その他の募金

前記の区分に当てはまらない募金です。

- (1) 子ども会や老人会、ロータリークラブやライオンズクラブなどの企業・法人に該当しない団体からの寄付を受け入れます。
- (2) 個人からの寄付を受け入れます。(個人大口寄付金を含みます)
- (3) 企業との協働事業として実施する「共同募金仕様自動販売機」等を設置して、売り上げの一部を清涼飲料水メーカーから寄付金として受け入れます。
- (4) 金融機関に預け入れた寄付金の預金利息(年2回)は、寄付金として計上します。

VI 配分事業の展開

1. 配分審査

令和4年度共同募金に対して、県内の民間社会福祉施設・団体から寄せられる申請要望は、募金期間終了後、あらかじめ定められた配分計画及び「令和4年度共同募金配分基準」に基づき、公正かつ厳正な審査を行います。

2. 配分金による事業の実施

配分金は、年末たすけあい援護資金など、直ちに使用するものを除き、原則として配分決定施設・団体の令和5年度事業費に充当します。

なお、「年末たすけあい募金」による配分事業は、別に定める「令和4年度年末たすけあい運動実施要綱」に基づき実施します。

3. 配分金による事業の周知

配分金による事業は、神奈川新聞紙上及び全戸配布資料などを通じて公表するとともに、赤い羽根データベース「はねっと」により、インターネット上で使途を公表します。

また、配分決定施設・団体からも積極的な広報が行われるよう協力を求めます。

VII 寄付金の取り扱い

1. 寄付金の管理

- (1) 募金ボランティアは受け入れた寄付金を速やかに支会へ納入し、支会は収納した寄付金を速やかに県募金会に送金します。
- (2) 寄付金の取り扱いは厳正を期し、別に定める諸規程に基づいて適正に管理し、寄付者の信託に応えます。

2. 共同募金運動経費

共同募金運動の実施に要する経費は、厚生労働省の指導(注)により、募金実績額の概ね1割とし、適正に執行します。

(注)都道府県知事宛・昭和42年9月19日付社庶第340号厚生省社会局長通知

VIII 個人情報の取り扱い

共同募金を実施する上で取得した個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日法律第57号)及び神奈川県共同募金会「個人情報保護規程」(平成17年6月1日施行)に基づき適正に管理いたします。

共同募金は、身近な地域の福祉活動を支えています。

～共同募金寄付金を財源とした活動の紹介～



高齢者支援
高齢者向けサロン
会食・配食サービス
送迎サービス など



～ボランティアの声～
ひとり暮らしの高齢者宅へお弁当を届けた時にもらう「ありがとう」の言葉は、この活動の支えである共同募金をしてくれた方たちへの「ありがとう」だと思っています。



障がい者支援
福祉施設へ車両費助成
障がい者作業所支援
障がい児の余暇活動 など



～リハビリ教室の利用者の声～
脳梗塞で体の自由がきかなくなり、最初は落ち込んでいましたが、このリハビリ教室に出会い、生きがいを見つけました。大切な場所です。



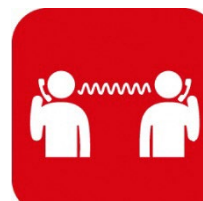
子育て支援
福祉施設の整備
子育てサロン
絵本の読み聞かせ など



～サロン運営者の声～
閉じこもりがちな母子の憩いの場所を、共同募金の財源をいただき運営しています。子どもたちの笑顔が溢れる場となっています。



地域福祉の支援
三世代交流イベント
在日外国人の支援
悩み事相談 など



～ボランティアの声～
誰もが気軽に話ができるよう相談電話を開設しています。無償で行っているので共同募金が活動の大きな支えです。



ボランティア支援
ボランティア団体支援
ボランティア育成講座
福祉教育 など



～ボランティアの声～
趣味もなく定年後の生き方に悩んでいた時、ボランティア講座に参加しました。これがきっかけで、今では週3回、高齢者の施設でボランティアをしています。



災害時の支援
地域の防災活動
災害等準備金
災害義援金 など



～災害ボランティアセンタースタッフの声～
被災地に集まったボランティアたちが、状況に応じた活動ができるよう迅速に対応できる資金があったことに感謝しています。

神奈川県共同募金会 戸塚区支会
(事務局:社会福祉法人 横浜市戸塚区社会福祉協議会)
〒244-0003
横浜市戸塚区戸塚町167-25
電話:045-866-8434 FAX:045-862-5890



2022年
共同募金 PR 大使
オグロワラビー
「オハナ」



自治会・町内会の役員の皆さまへ

共同募金運動にご協力いただき、ありがとうございます。

共同募金と言えば、駅や商店街等で募金を行うイメージがありますが、実は横浜市内の募金額の約9割は、皆さまの活動によって集められる各ご家庭からの募金です。

しかし、これから皆さまが募金のお願いをしていただく時に、「目安額って?」「強制なの?」「何のために?」そんな言葉に、困ってしまうことがあるかもしれません。

このような時にご活用いただければと、募金の目的や使い途など、地域の皆さまからお寄せいただくことが多いご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金は「じぶんの町を良くするしくみ」として、ひとりひとりの小さな力が、地域の福祉活動を支える大きな力となっています。

今年もご協力のほど、どうぞよろしくお願いします。

令和4年9月吉日

共同募金会横浜市支会 18区支会



教えて！赤い羽根共同募金Q&A

共同募金会に多くお寄せいただくご質問をQ&Aでまとめました。

共同募金ってなに？ 集めたお金は何に使われるの？

赤い羽根の共同募金は、「町の人々のやさしい気持ち」を集める活動です。社会福祉法で定められ、認められている募金活動で、昭和22年に市民が主体の取り組みとしてスタートしました。当初は戦後復興の一助として福祉施設を中心に資金支援活動を行っていましたが、現在では、皆さまのお住まいのすぐ近くの地域の中で、様々な福祉活動に役立てられています。

具体的に、どんな活動に使われているの？

共同募金は、高齢者サロンや、子育て支援などの草の根のボランティア活動から、障害者地域作業所などの社会福祉施設の改修まで、様々な民間の地域福祉活動を支援しています。裏面も参考にしてください。

被災地支援にも役立っているの？

大規模な災害が起こった場合に備えて、全国の都道府県共同募金会では、募金額の一部を積み立てています。東日本大震災では、東北地方の被災地を中心に、150か所の災害ボランティアセンター等へ約8億8千万を助成し、支援活動に使われました。

横浜市内でも、各区から災害ボランティアバスが被災地へ応援に駆けつけました。

また、台風被害など県内で発生した災害の支援活動に使われました。



なんで目安額があるの？〇〇円っていわれたけど？

赤い羽根の共同募金は、皆さまからの貴重な寄付をやみくもに集めるのではなく、まずは、何に使う必要があるのか「計画」を決めてから集めるしくみです。必要な金額から算出されたものを「目安額」としてご案内しています。もっとも、ご寄付は自由意思に基づくものなので、目安額はあくまでも目安にすぎません。



募金の使い方って、誰が決めているの？

横浜市内で集まった募金は、いったん神奈川県共同募金会に集約されます。神奈川県共同募金会には、助成先を決定する「配分委員会」が設置され、自治会町内会連合会長など、地域のさまざまな立場の代表者が委員となり、市民が参加する形で助成先が決められています。



寄付金控除が受けられるの？

共同募金会は、税制上、国と地方公共団体と同じように、寄付に対する『優遇措置の対象団体』になっています。個人からのご寄付は所得税の所得控除または税額控除、法人からのご寄付は、法人税の全額損金算入扱いになります。詳細については、お問い合わせください。



横浜市の募金額はどれくらいなの？

令和3年度の募金総額は約3億6千万円です。年々募金額は減少傾向にありますが、毎年市民の皆さまに多大なご協力をいただいています。横浜市内への助成額は、約4億円となり、ボランティア団体や各区社協など、さまざまな福祉団体へ配分されました。

その他、ご不明な点は各区支会へお気軽にお問合せください。